

がん治療による外見の変化にお悩みの方へ

ウィッグ・補正具等の購入費を助成します

※R7 年度より所得制限が撤廃されました

姫路市では治療と社会参加の両立を目的として、治療中、治療後の人にウィッグ等の購入費用の一部を助成しています。（※年齢、性別は問いません。）



◆対象者

以下の ① ～ ③すべてに該当する方

- ①申請時に姫路市民であること
- ②がんと診断され、その治療を受けたまたは治療中であること
- ③過去に兵庫県内市町から同種の助成を受けていないこと

詳しくは裏面へ

◆助成内容

※①②とも、
それぞれ1回のみ



①医療用ウィッグ

- ・医療用のもの（装着時に皮膚を保護するネット含む。）
上限5万円、1人につき1回。1人1台に限る。

②乳房補正具④又は⑥のいずれか

- ④補正下着（下着とともに使用するパッド含む。）
上限1万円

- ⑥人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）
※1人1台に限る。（ただし、両側乳がんは1人2台まで。）
上限5万円。（2台でも上限は5万円）

◆申請に必要な書類



- 申請書（様式：姫路市ホームページよりダウンロード可）

- 治療に関する説明書、病状説明書、治療方針計画書など

- ・ウィッグの場合は、がん治療に伴う「脱毛」が生じることが確認できるもの（薬剤名の記載）
- ・乳房補正具の場合は、「術式（乳房切除術等）」が確認できるもの

- 領収書の写し

- ・ウィッグは「医療用」、乳房補正具は「補正下着」または、「人工乳房」の記載があるもの

- 相手方登録申出書

※助成額の受取口座の登録に使用します。口座の名義人は申請者本人のものとしてください。

- 通帳等のコピー

※名義人、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号が確認できるもの

- 転入など市で税情報を確認できない方のみ：

市民税・県民税所得（課税）証明書（コピー可）

※事務処理上、所得情報の確認が必要です。

（必要な証明書）●4～5月申請の場合は前年度分、6月以降の申請の場合は当年度分。

●対象者が未成年の場合：生計を一にする親権者全員のもの。

●対象者が既婚の場合：対象者本人とその配偶者の2人分。

※申請には期限があります
購入された日の同一年度内です
(R8年3月31日まで)

◆申請方法



郵送でも受け付けて
います。

① 窓口で申請（受付時間：9：00～17：00／土日・祝日・12/29～1/3は除く）

申請できる場所	住所	電話番号
中央保健センター（受付窓口）	坂田町3番地	079-289-1640
中央保健センター北分室	砥堀428番地	079-265-3075
中央保健センター安富分室	安富町安志1151番地	0790-66-2921
南保健センター	飾磨区細江2655番地	079-235-0320
西保健センター	広畑区正門通三丁目2番地2	079-236-1473

②郵送 姫路市保健所予防課まで

【お問い合わせ】

姫路市保健所予防課 がん検診担当 （受付時間 9：00 から 17：00）
〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地 Tel079-289-1661 Fax079-289-0210

申請書のダウンロードなど
くわしくはこちら



市民税・県民税所得（課税）証明書 （コピー可）

（1月～5月の申請の場合は前々年、6月～12月の申請の場合は前年の所得にかかるもの）

※対象者が未成年の場合：生計を一にする親権者全員のもの

※対象者が既婚の場合：対象補正具を購入した者と、その配偶者の2人分

※対象者が成年かつ未婚の場合：対象補正具を購入した者（対象者）